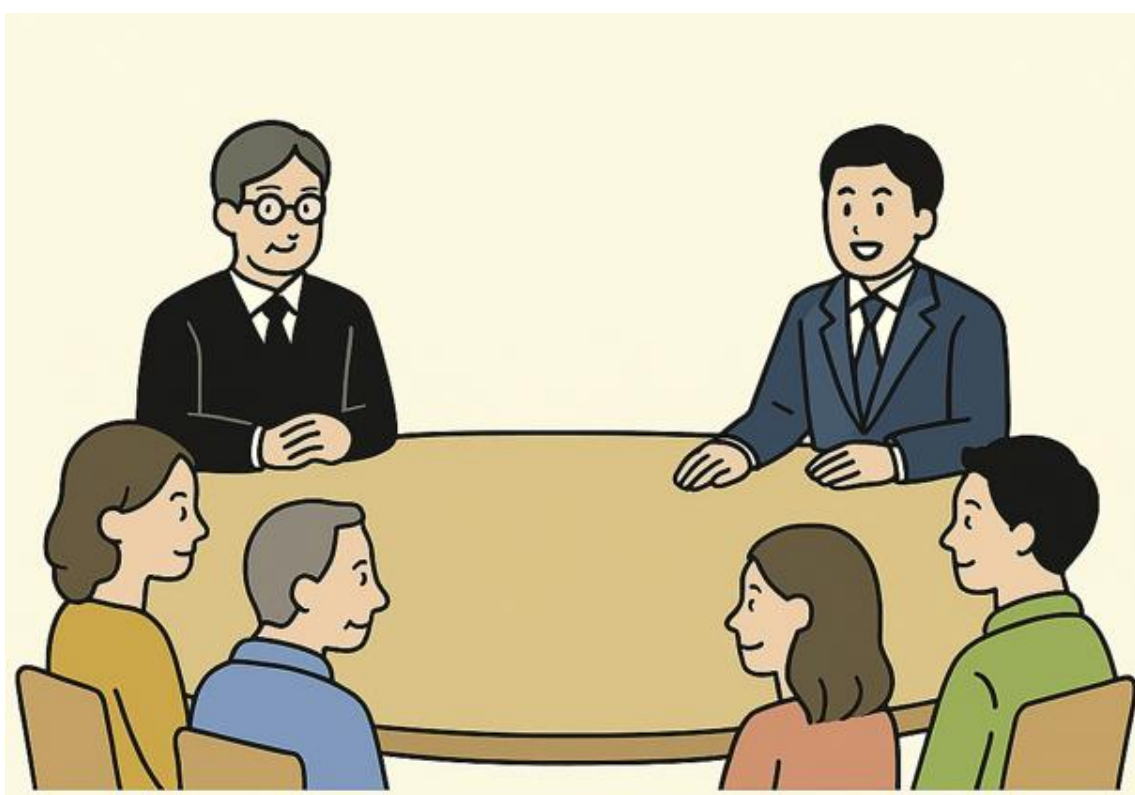


# みんなで考えよう裁判員制度

2025 年度公開学習会報告書



社会福祉法人大阪ボランティア協会

“裁判員 ACT” 裁判への市民参加を進める会

# 聞いてみた！裁判員制度のあれこれ

## —裁判官との対話の記録—

はじめに

「裁判員に選ばれたらどうしよう？」

2025 年 11 月 29 日（土）、大阪市の市民活動スクエア CANVAS 谷町で、そんな不安に応える学習会が開催されました。裁判員 ACT2025 公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」では、大阪地方裁判所の山田裕文裁判官をお迎えし、制度の基本から現場の実情まで、本音で語っていただきました。第 1 部では裁判員制度の仕組みを解説していただき、第 2 部では弁護士、一般市民を交えて制度の課題を深掘りし、第 3 部では参加者からの質問に丁寧に答えていただきました。

現職の裁判官から直接お話を伺える機会は滅多にありません。この貴重な学びを皆さまと共有したいとの思いから、今回の報告書は少々長めとなりましたが、ぜひ最後までお読みいただければと思います。

### 第 1 部 裁判員制度の概要

第 1 部では、山田裁判官から裁判員制度の基本について説明していただきました。山田裁判官は 1999 年に任官し、2016 年から高知地裁、2023 年から大阪地裁で裁判長として裁判員裁判を担当されています。

まず、裁判員制度導入の背景について説明がありました。従前の裁判は、法律の専門家だけで行われていたため「精密司法」と呼ばれるほど緻密になりすぎ、その結果、一般市民の感覚からかけ離れてしまったという課題が指摘されていました。こうした状況を改善

するため、国民の視点や感覚を裁判に反映させ、事件の核心を捉える「核心司法」への転換を目指して、裁判員制度が導入されたとのこと。

対象となるものは、死刑や無期刑が法定刑として定められている事件や、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件など、重大な刑事事件です。審理、評議、判決は、裁判官 3 名と裁判員 6 名が協力して行います。また、裁判員が途中で参加できなくなった場合に備えて、補充裁判員も選任されます。

選任プロセスについては、毎年 10 月頃、選挙管理委員会が作成した名簿を基に裁判所が候補者名簿を作成します。そして、11 月から 12 月にかけて候補者に通知と調査票が送付されます。その後、個別の事件ごとに候補者が抽選で選ばれ、裁判開始の約 6 週間前までに呼び出し状が届きます。70 歳以上の方、学生、重い病気や介護がある方など、法律で定められた一定の辞退事由に該当する場合を除き、基本的には参加が求められます。

裁判員には、法律知識は必要なく、必要となった場合は適宜、裁判官が分かりやすく説明すること、裁判員の氏名や住所は非公開で保護されること、組織犯罪など裁判員や親族に危害が加えられるおそれがある事件は裁判員裁判から除外されることなど、参加への不安を和らげる説明を丁寧にされました。また、評議の内容や他の裁判員・裁判官の意見については守秘義務がありますが、裁判員を経験した感想などは自由に話

してよいことも強調されました。

### 第2部 裁判官、弁護士、一般市民による鼎談

第2部では、山田裁判官と西村健弁護士、そして一般市民で裁判員 ACT メンバーの A さんによるディスカッションが行われました。

はじめに、A さんから3点の質問が出されました。1点目の「裁判員が裁判官の意見に引きずられることはないのか。」について、山田裁判官は「裁判員は真剣に判断しており、容易に裁判官の意見に従うことはない」と断言した上で、「裁判員から出される意見を否定せず、多様な意見を募るような工夫をしている」と説明されました。2点目の「裁判員候補者の辞退を減らすための方策」については、裁判期間をなるべく短くすること、選任から裁判開始までの期間を空けること、広報活動により力を入れることなどを挙げられました。3点目の「補充裁判員が不足するような事態になった時の対応」については、「長期の裁判では補充裁判員を3人選ぶこともあるが、実際には途中で抜ける人はそれほど多くない」と述べられました。

西村弁護士から裁判員制度導入前後の変化について質問されると、山田裁判官は「従前の裁判は『精密司法』と呼ばれ、証拠が膨大で細かい点まで追求する傾向があり時間がかかりすぎていた。しかしながら、裁判員制度導入で、裁判に市民感覚を取り入れることで、事件の核心に焦点を当てた『核心司法』への転換が図られた。加えて、従前の裁判は長期化する傾向があり、証人の記憶が薄れるなどの問題があったが、裁判を集中して行うことで、より真相に近づけることができた」と指摘されました。

さらに、裁判員制度導入の最も大きな効果

として、法廷での証拠調べが分かりやすくなった点を挙げられました。裁判員の負担軽減のため、証拠は法廷で見て、聞いて判断できるよう工夫されるようになり、傍聴人にも分かりやすい裁判になったとのこと。その結果、裁判員裁判の傍聴席は満席になることが多く、従来の裁判官のみによる裁判と比べて、傍聴人の関心が高いと述べられました。

山田裁判官からは、裁判員の市民感覚が発揮された事例についても語られました。裁判員は被告人の、人となりや背景にまで着目して質問することが多く、法律家が見落としがちな視点を提供してくれるとのこと。ある暴行事件で被告人がジュースを飲みながら歩いていたという証言に対し、裁判員が「ジュースはその後どうなったのか」と質問したことで証言の矛盾が明らかになったという事例※を紹介されました。

また、評議を活発にするための工夫として、議論の焦点を明確にすることの重要性を強調され、付箋に意見を書いてもらってから議論する方法や、「賛成派」「反対派」に分かれてディベートする形式を取り入れることで、裁判員から意見が出やすくなると説明されました。

なお、評議での投票については、通常は議論を重ねるうちに全会一致になることが多いが、必要に応じて2~3回程度の仮投票を行うこともあるとのことでした。

最後に、山田裁判官からは、裁判員が参加しやすいようにする工夫として、選任手続から裁判開始までの間に十分な期間を空けること、週に1ないし2日は通常業務に戻れるよう裁判の日程を調整することなどを挙げられました。また、一般市民が裁判員裁判に参加することの意義として、「より良い社会のための制度の一翼を担うことができる」というや

りがいを感じることができる点を強調した上で、裁判員の方々との交流がご自身の勉強にもなり、時には「戦友」のような関係になることもあると述べられました。

(※)市民感覚による真相解明の具体的事例

「ジュースの行方」

裁判員裁判では、法律家が見落としがちな日常の具体的な事実に着目した質問が、真相解明の鍵となることがあります。万引き後に暴行事件が発生したある事件で、裁判員が「犯行時、被告人が飲んでいたジュースはどうなったか？」と質問したことをきっかけに、店員（被害者）の法廷での証言が、捜査段階から変容していることが判明しました。

このエピソードは、裁判員による一般市民ならではの具体的な視点が、証言の信用性を検討する上で決定的な役割を果たし、裁判の解像度を向上させる好事例として紹介されました。

### 第3部 質疑応答

第3部では、来場者の質問に山田裁判官から回答していただきました。

Q1: 裁判員が6人である理由は何ですか？

A1: 裁判員制度が始まる前に、裁判官と裁判員の人数についてはかなり議論されました。当初は裁判官よりも裁判員の数が少ない案も出ていましたが、法律専門家である裁判官3人に対等に議論できる人数として、その倍程度が適切と判断され6人になりました。実際に運用してみると、6人いることで多様な意見が出やすく、裁判官が自分の考えを通すためには裁判員の方々を十分に納得させる必要があるため、意味のある人数だと感じています。

Q2: 裁判員として仕事を休んだ分の補償

や交通費は支給されますか？

A2: 法律で定められた一定額の日当と旅費が支給されます。また、宿泊が必要な場合には宿泊費も支給されます。個人の収入に応じて金額を変えることはできませんが、一定の補償制度は整っています。詳しくは裁判員制度のホームページにQ&Aがありますので、そちらをご覧ください。

Q3: 審理のない日に資料を見たり、自宅で検討したりすることはできますか？

A3: 残念ながらできません。裁判資料が裁判所外に出てしまうと、どこかに落としてしまうなど、個人のプライバシーが意図せず漏れてしまう可能性があります。そうなるとうまくの方にご迷惑をかけることになるため、裁判資料は裁判所内だけで扱うようにしています。真面目な方でも家に帰ってからも検討したいという方もおられますが、家ではお休みいただき、評議の場で考えていただくようお願いしています。

Q4: 補充裁判員の扱いはどうなっていますか？

A4: 補充裁判員は裁判員とほぼ同等に扱われています。違いがあるとすれば、被告人質問や証人尋問の際に直接質問できないことだけで、それ以外は裁判員と同じように審理を傍聴し、評議の場でも同じように意見を述べていただけます。現在は裁判員6人と補充裁判員2人というパターンが多いですが、8人全員で協議しているような感覚になっています。最終的な評決の票数には入りませんが、そ

## 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

ここに至る過程では裁判員とほぼ同等です。審理も全部見ていただきますので、裁判員と全く同じと思っていただいても構いません。

Q5: 裁判員裁判と裁判官だけの裁判の違いと、裁判員裁判が他の裁判に与えた影響は？

A5: 法律上、一定の重大事件のみが裁判員裁判の対象となります。裁判員裁判では、法廷で証拠を見て聞いてその場で心証を取ることが強調されており、これが刑事裁判の理想的な運用となっています。従来は裁判官裁判では証拠書類が多く、裁判官が執務室に戻って記録を読んで判断することが多かったのですが、裁判員裁判ではそれができません。そのため、裁判官裁判も裁判員裁判の運用に引っ張られる形で徐々に近づいており、最終的にはほぼ同じになるのが理想だと思っています。

Q6: 以前、障害のある方が裁判員をする場合、どのような支援・配慮があるのか、最高裁判所に問い合わせたことがあります。その際「困難を抱えている方に対しても、裁判所は、様々な支援を行っているので、積極的にご参加いただきたい」との回答がありました。現状で、どのようなサポートを行っているのか教えてください。

A6: 例えば、視覚障害の方には点字翻訳機を用意していますし、聴覚障害の方には要約筆記や手話通訳をお願いしています。裁判所に相談していただければ、できる限りのフォローをします。

Q7: 刺激的な証拠（遺体写真など）への配慮はどうしていますか？

A7: 裁判員の方への配慮は法律で定められており、負担が重くなりすぎないように配慮する必要があります。ただし、裁判では真相解明が最も重要です。事件について正しい判断をするために何が必要かを、検察官・弁護士・裁判所の間で徹底的に議論します。真相解明のために刺激証拠を見なければ判断がつかない事案については、裁判員の方に負担をかけることとなりますが、見ていただく必要があります。事案によっては、刺激証拠を見なくても他の証拠で判断できる場合もあり、その場合は代替証拠を使います。調べる際は工夫をしてなるべく負担にならないようにし、場合によっては事前にそういった証拠が出る可能性を説明し、辞退を認めるなど、真相解明と裁判員の負担のバランスを取るよう努めています。

Q8: 量刑の判断基準がない素人が、どのように納得して決められるのですか？実務上は、いわゆる「量刑グラフ」※が活用されており、検察官も弁護士もこのグラフを踏まえて主張しています。

(※)「量刑グラフ」とは、過去の同種事件でどのような刑が言い渡されたかを視覚的に示したグラフのことで、法律の専門家でない裁判員が適切な量刑を判断する際の参考資料として、最高裁判所が整備したものです。これにより量刑の公平性や一貫性を保ちつつ、個々の事件の具体的な事情を考慮した判断が可能になりますが、飽くまでも参考資料であり、機械的に刑を決めるものではないとされています。

## 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

A8: 量刑判断は確かに難しい問題です。有罪か無罪かは良心に従って判断できますが、量刑は他の事件をたくさん見ていないと感覚がつかめません。そのため、裁判員の方には、他の事件とのバランスをイメージしていただいた上で、この事件がどのくらいの量刑になるべきかを判断していただくよう工夫しています。全国の裁判所で公平な判断がなされるよう、他の事件とのバランスは重要です。単に裁判員の感覚だけで決めてしまうと、被告人にとっても被害者にとっても不幸なことになってしまいます。

Q9: 被害者参加制度で感情に左右されることはありませんか？

A9: 被害者参加制度は、裁判の場に被害者の思いが反映されていないという意見から導入されました。被害者の方が感情的になるのは、それだけの被害を受けたという事実ですから、そこから目を背けて判断するのは違うと思います。その感情をしっかりと受け止めた上で、評議の場において検察官・弁護人の主張に対し、公平性も保ちながら判断していくのがあるべき姿だと考えています。感情と冷静な理性的判断の両方を踏まえて結論を出していきます。

Q10: 裁判員になる上で必要な心がけはありますか？若い方に求めたいことは？

A10: あまり敷居を高くしたくないので、特別な心がけを求めるつもりはありません。ただ、刑事裁判は被告人が有罪か無罪か、どういう刑を科すかという、被告人の人生にとって大きな判断をするもの

です。被害者がいる事件では、被害者にとってもどう裁かれるかは非常に重要です。そういった重要な判断に自分たちが関わるのだという実感を持って、真剣に考えていただきたいと思います。若い方もそうでない方も基本的には同じで、人生に大きく関わる判断をしていただくという責任感を、裁判の中で実感していただければと思います。

Q11: 検察官と弁護人、どちらが正しいかを判断するのですか？検察の立証が合理的かということと同じ意味ですか？

A11: 説明会ではわかりやすく言うために「どちらが正しいか」と表現しましたが、実際の評議ではそういう言い方はしていません。検察官に立証責任があることを徹底的に説明しています。検察官の立証ができているかどうかを判断し、立証ができている以外はすべて被告人に有利な方向、無罪の方向に行くということを徹底して伝えています。被告人の言い分を踏まえて考えても、検察官の立証がなされているかどうかを判断するということを、裁判員の方には丁寧に説明しています。

Q12: 弁護士の説明よりも検察官の説明の方がわかりやすいという結果が出ていますが、その違いはどこから生まれていますか？

A12: 一つ言えるのは、検察官は組織として対応しているため、積み重ねが多いということです。弁護士も刑事を専門にしている方は積み重ねがありますが、民事も刑事も扱う弁護士に対し、検察官は刑

## 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

事専門であり、組織としての工夫の蓄積があります。ただ、弁護士も裁判員にわかりやすく伝える工夫や勉強会をされており、どんどん分かりやすくなってきています。また、検察官の主張する結論になることが多い（有罪率が高い）ため、自分の思う結論に近い説明の方が理解しやすく、そうでないものは分かりにくく感じるという心理的な面もあるかもしれません。必ずしも技術的な問題だけではないと思います。

Q13: 受刑者の再犯率が 4 割近くで高止まりしている状況について、裁判官としてどう思いますか？何が必要だと思いますか？

A13: 実は裁判所ができることはそれほど多くありません。裁判の場は一つの儀式のようなもので、弁護人が被告人と打ち合わせをして更生環境を整えたエッセンスが表れる場です。私も判決でしっかり更生してほしいというメッセージを入れるようにしていますが、裁判の場で関われるのは限定的です。むしろ弁護士が一番関わるところで、家族や支援施設などを考えて、その人に合った環境を整えていただくことが重要です。そういった取り組みによって再犯率を下げることができると思います。

Q14: 格差社会の中で貧困から犯罪に至った人も多いと思いますが、どう変わっていくべきでしょうか？

A14: 貧困や困難な状況にあって犯罪に行かざるを得なくなったと感じる事件を時々見ます。ただ、感じるのは、そうい

う方たちを助けるシステムが社会には本当はあるのに、それにアクセスできていない人が多いということです。生活保護など利用できる制度はありますが、そういった知識がなかったり、ハンディキャップがあってアクセスする力がなかったりします。弁護士が適切な支援につなげる役割は大きいですし、社会全体として法的サービスの認知度を上げていくことが重要です。法テラスなどの利用率を上げ、困ったらここに相談すればなんとかなるということを知っていただければ、犯罪から遠ざかっていけると思います。

Q15: 裁判員同士で意見が対立して喧嘩になることはありますか？

A15: 時にはそのようなこともあります。とはいえ、意見が対立するくらいの方が実は良いのです。遠慮して対立しないというのはあまり良くありません。実際に経験したのは、量刑について、過去の量刑傾向を重視すべきか、それとも裁判員が入っているのだから少し外れた判断でもよいのではないかという対立がありました。対立点がどこにあるのか、どういう考えに基づいているのかを掘り下げて議論し、最終的には多数決で判断します。私は争いごとが好きではないので、対立しそうな場合は笑いに変えるなど、雰囲気が悪くならないよう工夫しながら、自由に意見を言える環境を作るよう日々努力しています。

Q16: 裁判員裁判を土日に開催できませんか？遠方の方への対応は？

A16: 土日開催のご要望があるのは理解で

## 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

きますが、裁判は被告人にとっても被害者にとっても非常に重要な判断をする仕事です。お休みの片手間にやるものではないことをご理解いただきたいと思えます。本当に申し訳ないのですが、仕事として参加していただくことを願います。遠方の方については、宿泊が必要な場合には宿泊費も支給され、交通費も支給されますので、経済的な損失が出ないようになっています。大阪ではあまりありませんが、地方の島などから参加する場合は実際に宿泊が必要なこともあります。

Q17: 裁判長の意見で決定されることはありますか？

A17: それはありません。有罪無罪の判断については、私も自分なりに正しい判断をしようと努力して徹底的に説得しますので、幸い私の判断と違う結論になることは少ないです。しかし量刑では結構負けます。陪席裁判官も私の言うことを必ずしも聞いてくれませんので、多数決で負けて私の意見とは違う判断になることも結構あります。そんなに私の言うことを聞いてくれることはないと思います。

### おわりに

今回の学習会では、現役の裁判官がこのような公開の場で率直に語ってくださるという、またとない機会を得ることができました。第1部と第2部で裁判員制度について詳しく学んだ後、第3部では参加者から寄せられた多くの質問に対して、山田裁判官が即座に、そして分かりやすく丁寧に答えてくださいました。「思いついたことをすぐ口に出してしまう」

とおっしゃりながらも、その率直さがかえって裁判員制度の実態をより身近に感じさせてくれました。

裁判員制度は2009年5月に施行され、2025年で16年目を迎えました。しかし、辞退率は年々上昇し、2024年には約67.6%にも及んでいます(最高裁判所『裁判員制度の実施状況』等より)。これは制度の根幹に関わる重要な課題です。一方で、実際に参加された方の約97.6%が「よい経験」と感じられているというデータもあります(最高裁判所『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』より)。

山田裁判官は、裁判官は決して怖い存在ではないこと、そして裁判員制度は国民の皆様の参加があってこそ成り立つ「やりがい」と「達成感」のある社会貢献であると、熱意をもって訴えられました。

裁判員 ACT メンバーの A さんも、現職裁判官の本音を聞いたことに感謝し、「裁判員候補者となった方にはぜひ参加して経験を広めてほしい」と呼びかけました。

裁判員制度は私たち主権者が司法に主体的に関与できる貴重な権利です。この制度をより良いものに育てていくためには、私たち市民一人ひとりが関心を持ち、積極的に参加していくことが求められています。今回の学習会が、参加者それぞれにとって、裁判への参加を深く考える有意義な時間となりました。

最後となりましたが、本学習会の開催にあたり、ご多忙の中、率直かつ丁寧に講演・ご協力くださった山田裁判官をはじめとする大阪地方裁判所の皆様に、心より感謝申し上げます。

# 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

## 当日の会場風景



# 2025 年度公開学習会「みんなで考えよう裁判員制度」

大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会  
2025公開学習会

**みんなで考えよう  
裁判員制度**

2025年11月29日(土)

14時30分～17時00分 (開場: 14時00分～) 会場参加のみ  
会場: 市民活動スクエア「CANVAS谷町」(大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F)

今年、**現職裁判員**に来ていただきます。  
「もしもじぶんが裁判員になったら」をイメージできるよう、裁判員制度の基本について  
**山田裕文さん(大阪地方裁判所 裁判官)**のお話を最初にお聞きしたのち、山田裕文さん、  
西村健さん(大阪弁護士会)、市民(裁判員ACTメンバー)で質疑を行い、裁判員裁判について  
深堀りします。  
質疑応答の場も予定しています。  
法律専門家や裁判員経験者と一緒に考えますので、**どなたでも参加できます。**  
★本事業費用の一部はNHK放送たすけあい助成金を受けています。

**第1部「裁判員制度について」**  
講師: 山田裕文裁判官(大阪地方裁判所)  
「もしもじぶんが裁判員になったら」をイメージできるよう、裁判員制度の基本について  
お話いただきます。

**第2部「深堀り『裁判員裁判』**  
裁判官・弁護士・市民の鼎談  
登壇者: 山田裕文さん、西村健さん(大阪弁護士会)と裁判員ACTメンバー

**第3部「質疑応答」**  
司会: 明貴英樹さん(大阪弁護士会)

■日時 2025年11月29日(土) 14時30分～17時00分(開場: 14時00分～)  
■会場 市民活動スクエア「CANVAS谷町」セミナー室1&2(大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F)  
(地下鉄天満橋駅3番出口 谷町4丁目駅1番出口から徒歩4分、京阪天満橋駅14番出口から徒歩8分)  
■参加費 無料(活動応援寄付) 歓迎いたします  
■定員 40名(定員になり次第、締め切ります)  
■申込方法 裁判員ACT2025公開学習会申込フォーム(Google)  
裏面のフォーム(Faxまたはメール添付にて)  
※「活動応援寄付」は当日、受付にてお受けします。

主催: (株)大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会

## ■講師プロフィール



山田裕文 裁判官(51期)  
大阪地方裁判所第6民事部 第6審判部  
1972年 東京出身  
1999年 名古屋地裁判事補  
2009年 4月 京都地裁第10部第11部判事  
2010年 4月 東京高裁判事  
2019年 4月 大阪高裁判事  
2023年 4月 大阪地裁谷町裁判部



西村健 弁護士  
(裁判員ACT・大阪弁護士会)  
1958年 大阪生まれ  
1984年 弁護士登録  
裁判員制度の制度設計当時、日弁連専任  
改進黨議員非常勤議員(裁判員制度)

## ■主催・お問合せ

社会福祉法人大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会(担当: 永井・長田)  
電話: 06-6809-4901 FAX: 06-6809-4902  
email: office@osakavol.org HP: https://osakavol.org/research/act/

大阪ボランティア協会は、1965年、全国に先駆けて誕生した  
市民活動サポートセンターです。104人のボランティアスタッフ  
と16人の職員が、ボランティア(グループ)やNPO、企業  
の市民活動等を支援しています。

「裁判員ACT」は、裁判員制度がはじまった2009年に発足した  
ボランティアチームで、さまざまな立場の市民ボランティア  
が、毎月の例会に集まって意見交換をしたり、裁判体験やセミ  
ナー、学習会などを企画・実施して、楽しく活動していま  
す。一緒に活動する仲間を募集中です。



本事業費用の一部はNHK放送たすけあい助成金を受けています。

## 裁判員ACT2025公開学習会 受講申込書

フリガナ お名前	メールアドレス (任意・任意記載)
携帯電話番号 (任意・任意記載)	FAX or ご住所 (任意・任意記載)
学習会に期待すること ※要添付に希望をお伝えします	
この企画をどこで知りましたか?	
主催者への連絡事項、メッセージなど	

※ご記入いただいた個人情報は、本目的以外には使用しません。

発行 社会福祉法人大阪ボランティア協会「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会

連絡先 〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F

市民活動スクエア「CANVAS(キャンバス)谷町」

Tel:06-6809-4901(代) Fax:06-6809-4902

Email:office@osakavol.org

URL:https://www.osakavol.org/

大阪ボランティア協会は、1965年に設立された団体です。有給職員とボランティアスタッフが協働して事業を進めており、裁判員ACTチームもその一つです。

「裁判員ACT(アクト)」裁判への市民参加を進める会は裁判員制度が始まった2009年以来、市民が自分の問題として司法について考え、様々な問題解決に取り組む社会をめざしています。そのために、市民目線で裁判員制度を考え、司法への関心を深めるとともに、司法に市民の力を活かせるような場づくりを行っています。